

第3回 北方領土問題対策協会分科会 議事録

1. 日 時：平成16年8月30日(月) 13:38～15:13
2. 場 所：中央合同庁舎4号館共用743 会議室
3. 出席委員：飯田分科会長、神谷分科会長代理、朝倉委員、出塚委員
4. 議事次第

(1) 平成15年度業務実績の評価

項目別評価表の決定

総合評価表の決定

(2) 平成15年度事業度財務諸表

5. 議 事

飯田分科会長 神谷先生がちょっと遅れておりますが、間もなく来ると思います。御厨先生が御欠席ということですが、今日は分科会の第3回会合を開催させていただきます。

今日の主な議題としては2つございまして、1つは、平成15年度の北対協の業務実績についての御評価をいただき、確定していただくということがございます。それからもう一つは、やはり平成15年度の北対協の財務諸表等について御検討いただくということです。それで、今日の分科会もこれは公開ということになっております。そして評価の公正を期すということで、私たちの評価対象の当事者であります北方領土問題対策協会の職員の方々には、その評価の確定に際しては席を外していただき、別室で待機していただきます。勿論、各委員から協会の施策について、いろいろと御質問があるかと思っておりますけれども、その場合には一旦この席に戻っていただいて対応していただくことにいたしますけれども、そういう議事の進め方でよろしいでしょうか。

(「いいです」と声あり)

飯田分科会長 では、そうさせていただきます。

最初にお手元の資料で業務実績の評価のうち、項目別の評価表の案がございましてけれども、これに基づいて、最初の項目からこの案をまとめていただいた事務局の方から御説明いただきたいと思っております。お願いします。

杉田専門官 それでは、資料1でございまして、項目別評価表について説明をさせていただきます。

事前に先生方からいろいろと御意見を伺ったんですが、やはり独法発足後初年度で、しかも15年度下半期だけの評価であるということで、なかなか評価が難しいというお話がございました。それから、ここの分科会の評価の中で指標としてA、B、

C、Dと評価することになってございまして、Aについてが「中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている」。Bが「中期計画の達成に向け業務が概ね順調に実施されている」。Cが「中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない」。Dが「中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない」。それから、定性的な評価については、Aが「満足のいく実施状況」。Bが「ほぼ満足の実施状況」。Cが「やや満足のいかない実施状況」。Dが「満足のいかない実施状況」という形になっております。

それでは、最初の項目から御説明をさせていただきます。

ここの項目別評価表に示されている指標に沿って実績を評価いたしますと、大体、おおむねAになろうという形で評価がされております。

最初の1ページ目、1のところ「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」、ここについては、指標として「一般管理費の削減」、あるいは「業務経費の効率化」というものが挙げられてございまして、実績といたしまして、一般管理費については、計画額を100万円下回る実績額となっております。15年度下半期については、計画額が3,000万円に対して実績額が2,900万円になっているというところでAとなっております。下の「業務経費の効率化」ですが、15年度の事業予算が対前年度5.36%の減少となっております。

それから、2の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」、こちらにつきましましては、諸々の国民世論の啓発についての事業を関係団体等でやっているのですが、そういったところへどれだけ支援をしているのかというところで、事業への支援実績として15年度の実績が129回、県民会議だとか、北連協だとかが実施する事業への支援ということで諸々の啓発資料、人的支援、経費助成、講師派遣だとかを行っているということでAと評価をしております。

2ページ目にいきまして下のところ、今度は「青少年や教育関係者に対する啓発の実施」というところでございますが、ここのところ諸々の現地研修ということで「教育指導者現地研修会」だとか、「青少年現地研修・交流」、「北方領土ゼミナール」だとかを開催をすると同時に16年度以降の改善点を検討いたしまして、研修日程、内容を拡充するとともに、参加者の増大を図るというような改善を加えておるということで評価しております。

3ページ目の(イ)のところでございますが、ここが学校教育における北方領土教育の充実ということで、教育者会議の設立を推進するという形で出ているんですが、この評価の指標といたしまして、教育者会議の設立の進捗状況と活動内容、それから会議における検討内容などが出されております。まず、設立予定県の数とし

ては、もともと11県であったところ10県設立したという形になっております。設立自体は10県で行ったという形ではあるんですけども、まだ立ち上がったばかりでなかなか実績、活動が伴わないというところも実はございまして、自治体間でかなり取り組みについての温度差もあるというところで、ここが一番右側の欄に書いてありますとおり、「教育者会議が設立されて間もないという事情は察するものの、教育者会議の活動内容・効果がこの段階ではまだ未知数であるため」ということで、ここはちょっとハードルを高く置きましてBという形で評価をさせていただいております。

ただ、教育者会議自体を設立をするかどうかというのは、極めて各自治体の判断に任されているところがございまして、取り組みのやり方も様々でございまして、教育委員会が音頭をとってやる場所もあれば、教育委員会が余り関与をせずに関員有志が集まった勉強会という形でやるというようなところもあつたりだとかするということで、それに対して協会はあくまで支援をするというような形をとっておるといふ実情はございます。ただ、進んでいるところは非常に進んでおりまして、既に実践授業をやって課題を抽出して、みんなでノウハウを共有するだとかというような取り組みを先進的にやっているところもございます。

それから、の「インターネット等を活用した情報を提供」、これは単純にアクセス件数だけで評価をしていたりとかするところもあるんですが、アクセス件数が下半期が上半期を上回っているというようなところでAとさせていただいております。

それから、の「北方四島との交流事業の実施」ですが、こここのところを、次のページをめくっていただきますと、ロシア人の受入、あるいは専門家の派遣・受入というようなところもございまして、こここのところは15年度の上半期に実施した事業の総括をきちんと行いなさいと。それから、それを踏まえて16年度以降の事業を効果的、効率的に実施するための方策を検討するとされていますが、これは諸々について検討会を開催するなり、あるいは16年度以降ですね、例えば3ページ目の一番下のところなんですけど、16年度以降、北方四島への訪問についてですが、事前研修を拡充したりだとか、統一的なテキスト、しおり等を作成するだとか、安全マニュアルを作成する。受入事業に関しては、ホームビジットの進め方だとか、ロシア語会話を盛り込んだ手引きを作成するだとか、そういった改善策を具体的に出しておるといふところで評価をしております。

それから、4ページ目の下の(2)調査研究のところですが、これは具体的に研究会を設置した、それから拡大研究会を開催した、国際シンポジウムを開催したというところで評価をしております。ただ、これは後ほど総合評価表のところに出て

くるんですが、成果の普及の仕方というところでもうちょっと工夫が必要じゃなからうかと。国民世論の啓発に一層効果的に結びつくような方途を検討する必要があるのではなからうかという御意見もいただいております。

それから、めくりまして5ページ目ですが、「(3)元島民等に対する必要な援護等に関する事項」。これは署名活動への支援だとか、あるいは研修・交流会の開催状況、その内容というところで15年度の下半期の署名数が94万人、15年度末累計で7,600万。それから、研修・交流会を開催しているというところで評価をしております。

それから、めくりまして6ページ目ですが、「元島民等による自由訪問」ですが、これも同じように既に実施した事業について、その報告書を出して次年度以降に検討内容を反映させていくという話ですが、実際に報告書を提出、事業の実施団体の千島連盟から出していただきまして、それを検討いたしまして、16年度からはちゃんと事前研修を行うというような改善策を出したというところで評価をしております。

それから の貸付業務の円滑な実施のところですが、このところは「適切な債権管理」あるいは「融資説明・相談会の実績」、「相談内容とそれに対する検討内容」というところが指標として挙げられておりますが、まず債権管理につきましては、不良比率が数字としてはいいだろうというところと、あと融資説明・相談会ですが、これは若干年度でばらつきがある。ここに書いてありますとおり、15年度の上半期で7回、函館、根室、羅臼云々ということで7回開催しております、下半期で3回ということで若干、上半期に集中しているかなというところはございますが、15年度トータルで考えますと、開催回数としていいのではないかとこのところ、一応、Aと評価をさせていただいております。実際に融資説明会だとかで要望の多かった修学資金の貸付限度額の引き上げだとかについて検討して、実現をしておるということになっております。

それから、関係金融機関との連携強化ですが、これは会議を開催してやっておるというところでAとさせていただいております。

それから、次の7ページ目ですが、ここは「生前承継の実績」、あるいは「生前承継の利用促進のために行った措置」が指標として掲げられておまして、15年度下半期の実績が58人となっております。このところはBというふうに評価をさせていただいておりますが、一番右側の評価の理由のところ、生前承継制度について、その内容、手続き等の周知徹底を図るとともに、その適切な理由を促進する上で、相談会等を活用して、元島民等のより一層密度の濃い状況把握を行うことが望まれるというふうに書かせていただいております。

ちょっと資料3をごらんいただきたいんですが、これは農水省の評価委員会から、貸付業務に関して意見が出されているものなんですが、参考意見として出されております2枚目をごらんいただきますと、個別具体の貸付に関する主な意見として、「貸付業務については、民間金融機関と異なり、担保回収の見通しも厳しいので、回収には種々の配慮、方策が必要です。融資対象者への生前承継、相談会等による取り組みも認められますが、個別的により一層密度の濃い状況把握が必要。」というふうに出されております。若干これは文脈が違うんですけども、それぞれの貸付の対象となるような方々の個別の状況とかをきちんと把握しなさいというようなところが言われておりますので、それを引用して書かせていただいております。

生前承継につきましては、旧漁業権者法に基づいて融資を行っておるところなんですけれども、生前承継の要件というものは幾つかございまして、非常に制度上ちょっと煩雑になっている。例えば自分の子・孫のうち、1人に承継することができるというふうになっておりますが、子どもや孫が複数いる場合については、その中にこの権利を持っている人がいた場合には、承継を受けられないだとか、あるいは子・孫が親御さんの生計を実際に維持していることというようなことが要件として書いてあったりだとかというようなところで、諸々のこういった要件があって、この制度があることを知っていれば生前承継はしていたんだけど、知らないがために承継をせず権利が消滅したとか、そういった潜在的なニーズを踏まえた上で利用促進を行っているのかどうかというようなところをもうちょっと状況として把握する必要があるんじゃないだろうかというふうに思われますので、そういう問題意識を持ってBというふうに書いてございます。

それから次に行きまして、後のところはおおむね実績としてAというふうに評価をさせていただいております。

8ページ目に行きまして、最後の「人事に関する計画」について、「常勤職員数の状況」だとか、「適切配置のためにとった具体的な方策」により評価することとされておりますが、19人しかいないというところでなかなか難しいところはあるんですが、事業の充実、多様化に備えて実際に組織の整序を行うなどの努力をしているということでAというふうに書かせていただいております。

項目別評価表については以上でございます。

飯田分科会長 ありがとうございます。今ごらんになったような評価、AとBがほとんどですけども、各項目の評価について御意見ございましたらお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

朝倉委員 もともとこの組織については、独法がいいのかどうかという問題意識があるものですから、評価といってもちょっと力の入らないところがあります。も

う一つは、19人という組織ですからね、非常に評価が難しいような感じもいたしました。したがって、本当は全部Aでもいいのかなと思いましたが、何か所か議論の種のためにもBくらいにしておいた方がいいかなということで、実は幾つかBをつけたんですが、結果として、1か所だけです、6ページの というのは、私、Bにしましたけど、Aになっています。しかしながら、今の事務局の説明を聞きますと、Aでもいいのだろうという感じがいたします。したがって、整理された評価については、私はこれで異存はございません。

以上です。

飯田分科会長 ありがとうございます。そのほかに御意見ございますか。

神谷委員 今、朝倉さんがおっしゃったことに大体同感ですが、加えて、度々出ておりますように、独立行政法人になって半年で、しかも主要な事業で、貸付は除いて上半期に大体終わるといようなことだそうですので、それで下半期だけで評価をしと言われても、実はまさしく困るのでございまして、Aが多いと甘いのかというと、そんなことはないので、今年はこんなものなのだろうと思います。来年度というか、今年度については1年分ですので、もうちょっと何か、それこそ評価基準とかについても変わらざるを得ないでしょうし、具体的な活動内容についても、精査する余地が出てくるということではなからうかと思っております。

あともう一言付け加えると、今、独法にふさわしいかどうかはそもそも問題だと朝倉委員がおっしゃいましたけれども、これもかなり同感なんです、それはしょうがないとして、最近の報道などを見ますと、これからロシアと日本との関係と、それから北方領土問題というのは政府の方で、今までよりも大きく取り上げる流れにあるのかなということですが、そうだとした場合には、これは予算を減らせばいいというものではますますなくなるので、具体的にどういう活動をするか効果的なのかということ、我々に何の権限があるのか、そこのところちょっと難しいんですけども、こういう場を通じて、例えば提案して、その活動に反映するように持っていか、あるいは独立行政法人自体が自分の活動をどうするか、国民の北方領土問題への関心を高めるのにより効果があるかを、どこかで研究して、それを提案していく場にも、こういうところを使うということも今後必要なのではないかなと思います。これは政治が絡むので、ここで何を言っても、それだけではしょうがないとは言えるものの、もともと非常に政治的な問題絡みの団体というか、法人でございますから、その辺が次年度以降のというか、今年度以降のポイントになっていくのではないかなと思います。

あとはBがついたところについては、後で御説明を少しはいただけるんでしょうか。

飯田分科会長 そうしたいと思います。

神谷委員 確かに教育者会議などについても、評価がどうなるにせよ、一体何がどうなっているか前回一応御説明があったんですけども、いま一つ判然としないので、ここでもう一回伺っておいて、来年も続いていくものですから、来年が今年よりいいのかどうかということを考えたいと思います。

飯田分科会長 今の下半期だけで評価が非常にしにくいという部分は、これは前回、必ずしも貸付事業とか、そういう個々の案件だけでなく全体にわたって、やはりそういうふうに言えるというのが……。

神谷委員 貸付の方は前期も後期もなく多分やっていると思うんですけども、人を北方四島へ派遣する、派遣というか行かせるとか、あるいは、そちらに住んでいるロシア国籍の人を日本に呼んでくるとか、その手の事業の大半は、事実上全部上半期に済んでしまっていたわけで、だから評価に入らないと言われると、後始末だけについて評価しろというのも、正直言って相当これは、評価しろと言われるべきですけど、後始末にそんなに問題があるとはとても思えないという話になっちゃうので、そういう意味で、これは今度から果たしてどうなるかという話であろうと思う次第です。

飯田分科会長 あとほかに何かございますか。

神谷委員 私なんかは、財務的なところは全く評価、判断のしようがないので、やはり専門家の意見を一応聞いた上で承認しないとちょっと責任がありますので。

飯田分科会長 財務諸表については後で御説明をさせていただきますから。

それで、今の朝倉先生のBの問題なんですけれども、逆に私は、3ページ目の学校教育における北方領土教育の充実という点なんですけど、ここで先ほどの理由では、事務方の説明では、立ち上がったばかりで実績がないということなどもあって、Bだということになっているんですけど、私はちょっと違った考え方で、これまでの長い北対協の活動というのは、特殊法人のとき、ずっと長い間でこの問題に着眼して、こういう新しい企画を試みなかったというのは、非常に遅きに失するぐらい非常に重要な部分が欠けていたんですね。それを新しい独法体制になって、ここに力点を置いた、こういう項目を立てたということは非常に意味があって、半年の実績がどうということよりは、そっちの方を評価した方がいいので、Bじゃなくて、むしろAじゃないかなと思うんですが、朝倉先生のような政治的な配慮ということになると、どこかにBもあってもいいんじゃないかなということもあるので非常に悩ましいんですけど、その辺いかがでしょうかね。

朝倉委員 この項目の評価というのは数字で目標があって、ちゃんと予定どおりやっていけばAというのが普通なんですけど、その場合には、設定の仕方自体に本当

は問題がある場合も多くて、来年度以降というか、今後設定の仕方も事前に本当は議論すべきだと思うんですが、そういう関連で言いますと、ごく単純な話、例えば取り組みの意義は勿論認めるんですが、設定目標という設立予定値が満たされていないんですよね、数として単純に。そういうこともございまして、ほかの設定項目の数が満ちれば、すなわちAということで、ほかのところもそうなんですが、ここはちょっと足りない分は遠慮していただいてBでどうかと、こういうことなんですね。

飯田分科会長 それでよろしいですか。それから生前継承の問題ですね、7ページの方ですけれども、これは後でまた協会の方からお答えいただけるかもしれませんが、これは今後周知徹底させるということは、今までそれができていなかったんじゃないか、十分じゃなかったんじゃないかということでしょうけれども、周知徹底する方法というのが具体的にどういうことがあるんでしょうかね。

杉田専門官 それがいろんな相談会とかは開催をしております、ここに書いてあります「札幌だより」というような形で啓発広報資料も出しているというような形でさせていただいておると。どちらかということ、このところは、周知徹底をするというよりも、そもそも現状はどうなんだと、つまり、こういう制度があれば使うだけども、知らないがために使わなくて、おやじさんがなくなってしまって権利が消滅してしまったと、そういったケースをなくしていこうというようなことございまして、実際にそういうニーズを持っている人がどれだけいたりするのかなというようなところを、なるべく実態として把握していく必要があるんじゃないかなという趣旨で、ここは書かせていただいているところでございます。

飯田分科会長 ということは、やっぱりまだ実態把握はあんまりできていないということですよ。

杉田専門官 実際に承継を受けた人の数字がここに出ているんですが、それが本当に多いのか少ないのかというようなところを判断するには、そういったところの実態を把握しておかないと、なかなかしづらいところもあるということもございまして。

飯田分科会長 そのほかに何か御意見ございますか。

それでは、今のBの問題なんかについては、やっぱり協会の方から直接いろいろ伺いたいと思いますので、協会の方々に入室をしていただくということでよろしくをお願いします。

(北対協職員入室)

飯田分科会長 それでは、北対協の皆さんにも入室していただきましたので、この項目別の評価表について、協会の施策に何か御質問がございましたらお願いした

いと思います。

先ほどちょっと出たんですけれども、資料1の中で評価AとBとございますけれども、Bが2個ございます。これについて何か特段ございましたら。

塚越総務課長 では、私の方から教育者会議について一言、恐縮でございます。

資料の方にもございましたように、教育者会議につきましては返還運動につきまして、青少年の啓発、あるいは後継者の育成が大事だということで、15年度の重点課題ということで立ち上げた次第でございます。都道府県民会議の意志表明をいただきまして、その中で連絡会議等をやしまして、文科省の御協力もいただきましてやってきたのですが、やはり現場の問題点としまして、現場の教育委員会の協力がどうしても必要になってくるという意見、それからまた教職員組合がございますので、そことの連携をうまくやっていかなきゃいかぬという問題があるという点、それから県民会議そのものがボランティア組織でございますので、そういうボランティア組織の中でこういう教育者会議を立ち上げていくというにはなかなか限界があるなど、こういう意見が出されました。

それから一方、そもそも都道府県民会議はボランティア組織として、うちの方からお願いして各県に運動の主体となっていたきたいということで、昭和45年に宮城県民会議が最初にできまして、全国47都道府県にできるのに18年かかりまして、昭和62年に島根県ができたということで、こういうボランティア組織で各県にお願いするというのは、なかなか一気にできないという難しさというのをつくづく感じている次第でございます。

ちなみに、15年度におきましては、まず最初の年ですので、手を挙げていただいた県民会議の方にどういう方針でやっていただきたいか、基本的には県民会議の方が主体でやっていただきたい。いろいろな事情がございますので、そういうことで方針の決定とか、あとその中で模擬授業とか、資料収集というようなことを各県でやっていただきました。成果としましては、そのメンバーが根室で開催しています北方領土問題教育指導者現地研修会というのがございますが、うちの県ではこんな形で教育者会議を設立したというような報告、また同じく現地でやる青少年現地研修会の場で模擬授業を既に設立した県の先生方をお願いして、これらを見本にして、これから設立する県には参考にしてほしいというようなことをやっております。

また、根室管内に社会科教師で組織します根室管内北方領土学習研究会というのがございまして、そことの連携をとって、どんなふうにやったらよいか、北方領土問題を後継者にどのように伝えていくのがいいか、そんなことを15年度やりました。

16年度、今年度でございますが、4月に全国の推進委員が集まっていた会議において、文部科学省あるいは外務省に来ていただいてアドバイス等いただいた

りしております。

ちなみに、本年度7月末に富山県でやはり模擬授業というのをやりまして、各県内の中学の先生などを招聘しまして、あるいは根室の方々も来ていただいて、その中で模擬授業みたいなことをやらせていただきました。

先ほども申し上げましたように、ボランティアの中でやっていくということで、非常に限界があるという意見もありますように、47都道府県に設立していくのがなかなか難しい状況があると思いますが、今後も文科省とか外務省、あるいは各都道府県民会議と協力しながら、様々な問題がありますが、設立に向けて努力したいと考えています。

以上でございます。

朝倉委員 質問がありますが、よろしいですか。

飯田分科会長 はい。

朝倉委員 1つは、設立予定で最初香川も入っているのに、香川に設立されていないわけですね。その辺の事情と、もう一つ北海道にないのは何か物足りない。何で北海道はないのだろうということですね。どうなのでしょう。

飯田分科会長 おもしろい質問ですね。

塚越総務課長 やはり香川県につきましては、最初県民会議の方で手を挙げてやりたいということでしたが、先ほど申した事情で、教育関係者とか集まったときには、どうしても教育委員会の指導がないとだめだというような意見等がございまして、結局設立に至らなかったということでございます。

それから北海道の方は何か聞いていますか。

鶴田企画係長 北海道については、都道府県民会議について、北方領土復帰期成同盟という外務省の社団法人がやっております、そちらの事業計画との絡みもあります。それから根室管内には既に、先ほど申し上げました北方領土学習研究会が立ち上がっていますが、全道というかなり広い地域になりますので、その際には、かなり準備が必要であるということで、平成15年度におきましては、立候補がありませんでした。

それから香川県について1つ補足させていただきますと、県民会議によっていろいろ特色がございますけれども、香川県民会議については青年団体が中心になってやっていたと。御案内のとおり、青年団体は、自分の仕事が終わって、夜みんな集まってこうやろうか、ああやろうかというようなものが中心になっておりまして、それと県、教育委員会との連携ということで、非常に難しいということでございます。ただ、今後数年いろんな問題点を洗い出した段階で、また17年、18年に向けていろんな事例を勉強しながら設立していこうというような動きはございます。

以上でございます。

飯田分科会長 教育委員会の指導がないとだめだというのは、これはどういうことなんですかね。

塚越総務課長 指導というより御協力です。

飯田分科会長 協力ですか。

塚越総務課長 はい。やはり教育委員会でも協力するよというバックボーンみたいなものがあることによって、皆さんの協力も変わってくるということでございます。

飯田分科会長 要するにボランティア的なものでなくて、もっと公的なものにしたいたいという。

塚越総務課長 そうですね。そういうのがやはり全県挙げてできるという意識ですね。

飯田分科会長 ありがとうございます。

神谷委員 これはここで質問すべきことかどうかもちょっとわからないんですけど、この教育者会議については、設立を図るといえるか、推進するといえることが北対協の仕事で、つくった後の活動はもう完全に北対協の手を離れているといえるか、各県の会議任せになるのか、あるいは、つくったものの活動について、基本的にそれは勿論自主的にやってもらいたいけれど、何か一本筋といいますか、柱を一本通すようなところで北対協もかかわるといえるのか、どっちだと考えて……。

塚越総務課長 基本論は、やはり県民会議のイニシアチブで推進ということですので、その県の事情等ございますので、基本的には各県民会議の方のイニシアチブでやっていただくということで、全体的な一本筋というような要望があれば、そこでまた検討はあるんでしょうけれど、基本的には各県民会議の方で推進していただくというのが原則でございます。

神谷委員 そうすると、これはできたかできないかで考えればよろしいわけですね。要するに我々が評価をするに当たって、そのところが活動の中身にある程度、干渉ではないですね、コミットするのであれば、それについても評価の対象なんだろうが、つくるところまで、あとは自主性に任せるのが基本だとすれば、まさにできたかできないかという話になるという。

杉田専門官 突き詰めて言えば、それをつくるかどうかということ自体も各県で判断をするというところではあるんですけども、当然のことながら、北方領土教育を充実させるという観点から、その活動内容についても、ある程度評価委員会としてコメントを加えるということはあると思います。

神谷委員 ということはいいいんですか、なるほど、わかりました。

出塚委員 ボランティアを中心にして活動するというのは本当にいいのか。もう少しそのところは踏み込めないのかなという感じがちょっとするんですけどね。ボランティアでやりなさいという形では、何となく力が入らないんじゃないかという感じがするんですけど、それは余計なことでしょうかね。

朝倉委員 そういうところは、元のところまで返っちゃうんですよね、それを議論しますとね。ちょっと評価から離れちゃうお話でしょうから、そこまで踏み込むと。

飯田分科会長 北方領土返還運動が国民運動としてどうなのかという問題までいっちゃいますよね。

杉田専門官 その辺はある程度、基本的にはそこも県の方で判断して、どういう形で進めるのかというのはあるかと思うんですけども、やはり私個人的に思いますのは、教育委員会が指導的な立場をとった方が全県的にやっていると。教育現場も非常に動きやすくなると思うんですね。今、10県やっと立ち上がったという状況なので、実際の体制づくりだとかいろんなパターンがあるでしょうから、そこでいい体制づくり、進め方というものを、進んでいるところについては、ほかの教育委員会なり、あるいは都道府県なりにノウハウを共有して参考にもらって、1つは、モデルケースなものをそのうちつくっていくことになるんじゃないのかなと思うんですね。それでいいところについては、ほかの県も真似をしてやっていくという実践の積み上げが重なって行って、最終的には教育委員会なりがある程度の役割を果たすという形になっていくんじゃないのかなと思うんですけども。

飯田分科会長 この問題は、もともと教育の場で北方領土問題というものは、ほとんど実際に取り上げられないままずっと何十年も過ぎてきてしまったという反省から、できるだけ教育現場にいる先生方にできるだけ認識を持っていただくということでなんですけれども、実際は、これまで教育の現場でも領土問題というものを主張することに、あるいは国家の主権を主張するというようなことについて、ナショナルリズムと結びつけて非常に避けて通ってきたようなところがあったんですね。だから、私なんかは外務省や文部科学省がもっとイニシアチブとってきちっとした教育をやってほしいと思うんですけども、なかなかそれはそういうふうにはいかないので、こういうふうな教育者会議のような形でボランティア的なものを盛り上げていくということが出てきたんだろうと考えるので、ここはこの程度でしょうがないのかという感じがしますね。

それから次のもう一つBの評価がございますね。これについてはいかがでしょうか。

笹原融資課長 札幌の笹原でございます。よろしく申し上げます。

生前承継の促進ということで、平成8年から生前承継の制度ができて、実績書に書いてございますように、8年経ったんですけれども、現在まで828件ということで、年間100件程度の生前承継を実施してございます。この実施につきましては、いろいろと私どもの方の「札幌だより」の広報紙と、更には、私どもの方で融資の御案内ということで、1月と更に4月の年2回法対象者、元の島民の方、7,000人の方にそういう生前承継なり融資の御案内ということで文書で御案内申し上げていますが、現在、年間100件という実態になってございます。

やはり生前承継の条件があり、同居している子・孫という限定なり、更には扶養しているという実態がございませんと実際にはできない。更には、ほかの家族の方で法対象がいた場合にはできないということが条件の中であるわけでございますけれども、それ以外に、どうしても生前承継する方は借入をしなければ、実際に生前承継していないというのが実態になってございます。

更に高齢の方でも、収入が多い方で借入をしない、北対協に借りなくても自分で十分できますという方についても、やはりこういう生前承継までしていないという実態になっております。

それから、これは余談になりますけれども、法対象者の方で借入資格を譲りますと、全部財産なり家督を全部譲ってしまうという誤解を招いている方もおられますし、更には、そういう借入資格を譲ることによって、法対象者の方が千島連盟の会員になっているんですけれども、そこもなくなるんじゃないかという誤解等もございまして、これにつきましては、私どもの方は、元島民の会議等の中で説明をしながら、そういうことはないですよと、やはり今後息子さんなりに面倒みてもらうならきちんと借入の資格を承継されたらどうですかということで、今までもやってくるんですけれども、今後とも、広報紙の内容の工夫なり、更には元島民等の会議における説明方法を工夫しながら、今後とも、この法制度の趣旨に沿った元島民の方の援護事業に努めていきたいということで考えてございます。

以上でございます。

飯田分科会長 ありがとうございます。何かほかに御質問ございますか。

特に御質問なければ、それでは、北対協の皆さんには一度御退席いただいて待機していただくということでお願いいたします。

(北対協職員退室)

飯田分科会長 それでは、項目別の評価ですけれども、確かにまだ下半期だけで評価という難しいところもございまして、それから指標の設定の仕方の問題も今後の問題としてやっぱりあるはずだと思います。そういうことも踏まえた上で特に御依存がなければ、この案にありますような評価で確定させていただこうと思います

が、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

飯田分科会長 では、そのようにさせていただきます。

次に資料2ですかね、総合評価表の審議に移らせていただきたいと思います。この案をまとめていただいた事務局に御説明いただきたいと思います。

杉田専門官 総合評価表につきましては、先ほどの項目別評価表の結果を総合して、協会の実績全体について評価を行うというふうになっております。

それでは幾つかに区切って読み上げをさせていただきます。

・項目別評価の総括。

1. 業務運営の効率化に関する事項。【評価】15年度下半期の一般管理費(人件費を除く。)の実績額(29百万円)が、ペーパーレス化や節約運動の推進等により計画額(30百万円)を下回ったことを高く評価する。北方領土問題対策協会(以下、「協会」という。)が職員数19人という最小規模の法人であり、また協会の業務の特殊性を踏まえ、協会の事業内容も「効率化」という観点からだけでは律し切れない面もあり、数値的な目標に過度に縛られない配慮も必要と考えられる。

飯田分科会長 一つ一つ区切っていきたいと思いますけれども、これについて、何か御意見なりございましたらお願いいたします。

朝倉委員 こういうことでしょうか、非常にある意味では微妙なところもあって、「事業内容も効率化という観点からだけでは律し切れない面もあり」、本当はどの独法もそうなんですよ。この独法は特別そうだといいところは確かにありますけれどもね、一般論としては律し切れないとか、数値的な目標に過度に縛られない配慮とかという、独法の一般原則とはちょっと齟齬するんですけどね、こういう書き方をしますとね。

飯田分科会長 この点はどうでしょうね。北対協に限って過度に縛られない配慮が必要というふうに触れるべきなのかどうかということです。確かに北対協の場合に、県民会議だとかああいうもののいろんなキャンペーンの会議の回数で、前年度よりも増えているから評価するというような形になっているのはいささか奇異な感じもしないことはないんですね。ただ、ほかに数値的に何か指標になり得るものがあるかということと、これまた非常に難しいところがありまして、多分そういう配慮から、こういう表現になったんだと思うんですけども、いかがでしょうか。

朝倉委員 私は一般的な独法の問題との関連で、言うなれば感想を述べただけで、これを提出する場合に、これは北対協の総合評価の表現であるわけですから構わないと思いますが。

出塚委員 数値だけの節約というか、そういうことと、仕事の中身がどうバランスしているかというのがちょっと見えないんだけど、ただ、減らせばいいという話じゃないので、その意味では表現はともかくこういう表現になるんじゃないかという感じがするんですね。効率化の観点だけじゃだめなんだという、確かにそうだと思うので、数値的に目標を得たら、それだけでまた縛られるということも出てくるので、永久にこれは下げていくというか、効率化を図るということとはできないわけで、こんなことなのかなという感じはしますけどね。

神谷委員 そんなことはできるのかできないのかはちょっと別として、申し上げるならば、オリンピックのドーピング検査とか、IAEA、国際原子力機関の原子力施設への査察みたいなもので、一体かくかくしかじかの分野の事務用品なら、例えば事務用品を年間どれくらい使ったかとかとあって、ある分野について、こちらから突然あるとき資料の提出を求めて、セロテープを年間にこんなに使うとはとかという感じで、全体的にいささかまだ節約できるのではないかと、なかなかこれ以上は無理らしいとか、そういう雰囲気を知るとというようなことも本当は必要なのかと思うんですが、それにはちょっと人数が分科会で5人しかいないとなると無理ですね。そんなことばかりやっていると、今度は委員会が肥大してそっちの無駄ということも出てくる。ただ、おっしゃるように数値だけだとちょっと問題で、具体的に使っているものというのが何らかの形で目に触れてくると、これは常識の範囲内におさまるのか、それとも何か常識で見て変なのかというぐらいの判断はつくようになってくるのではないかという気がするので、これはこのみではなくて、多分、独立行政法人の節約問題についてのこれからの評価の検討課題として大まじめにどこかで審議すべきことなのではないですかね。セロテープというのは冗談ですけど、コピーとかファックスとかその他諸々の、どういう項目が立っているかわかりませんが、年間の支出について、ある部分を見れば、何かわかる可能性があるし、そういうことが行われる可能性があるとする、緊張感が高まって節約するということにきつとなるのでしょうけれども。

出塚委員 ただ気をつけなくちゃいけないのは、そういう節約、金額的に節約するということと、事業がしっかり前に進んでいるのかという、それをやるために後ろ向きになるような感じがしないでもないですね。

神谷委員 それから、あんまり小さいというと怒られるのかもしれませんが、2,900万円のうち、家賃を引くとそんなに多くないという理事長以下のお話でしたから、例えば、5万円とかの単位で節約するのに労力を使うと、経済学という機会費用の問題としてはあんまりよくないのではないかという感じもしますよね。

出塚委員 全く別な話なんだけどね、医療の関係の国立大学のいわゆる病院の関

係で節約しなくちゃいけないといったら何を始めたかという、注射針を1本1本数えて管理を始めたんです。やっていることがちょっと違うんじゃないかと。そういうことからスタートしちゃうということは、本当の姿がどこかへ行っちゃってというような話があって、ちょっとね……。節約するということはどういうことなんだ、効率化を求めるといのはどういうことなんだということがちょっと違うような感じがするんですけどね。

飯田分科会長 皆さんの御意見もみんな同じだと思うんですけども、この1の点については、今後も毎年こういうことがあるのでしょうけれども、北対協の場合は規模からいって、これにこだわらないでさらっとやればいいことだろうと思いますので、これで次に移らせていただきます。どうぞ。

杉田専門官 それでは2の(1)の まで読み上げます。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項。【評価】協会が国民に提供するサービスが実に広範・多岐に亘るものであることが改めて印象づけられるところであるが、このような努力にも拘わらず国民の北方領土問題に対する実質的関心が必ずしも高いとは言い切れない状況にあり、この問題の複雑さ・困難が認識させられるところである。この状況を常に念頭に置いて国民に提供する各種サービスを企画立案、実施し、より一層国民の関心を引きつけるものとなるようにしていくことが必要と考えられる。

(1) 国民世論の啓発に関する事項。【評価】北方領土問題に対する国民の関心・認識・理解は、残念ながら必ずしも十分とは言い切れない状況にあり、特に国の将来を担う若い世代においては、より深く正しい認識を持ってもらう必要性が高い。その意味で、協会が青少年や教育関係者に対する啓発に取り組む姿勢を本格化させたことを高く評価する。

また、来年(17年)が日露修好150周年の節目の年に当たることなどから、領土問題の解決、平和条約締結に向けたプロセスの具体的、実質的前進を目指して国民世論の啓発のための取組を更に進めていくことが期待される。

北方領土返還要求運動の推進。【評価】返還要求運動に関わる各種大会等への支援回数が前年度を上回ったことは高く評価する。ただし支援回数で評価を行うことは止むを得ないものの、議論の余地があり、今後の検討課題と言えよう。

青少年や教育関係者に対する啓発の実施。【評価】協会の後押しにより15年度中に10県において教育者会議が設立され、その動きが広まろうとしており、その始まりの業績として高く評価する。今後、未設立県において教育者会議の設立を進めるとともに、文部科学省や外務省とも連携し、北方領土教育を引き続き推進していくことが期待される。

インターネット等を活用した情報の提供。【評価】協会のホームページへの15年度下半期のアクセス数（24,754件）が上半期のアクセス数（22,194件）を上回ったことは高く評価する。ホームページ活用による情報提供は、高度情報通信ネットワーク社会が進展する中で今後益々重要性を増すと考えられており、アクセス件数の増加以上に、提供コンテンツのより一層の充実を図っていくことが期待される。

北方四島との交流事業の実施。【評価】交流事業が定着期に入りつつあることを踏まえ、15年度上半期に実施された訪問事業、受入事業、専門家の派遣・受入事業について総括・検討を行い、16年度以降の事業の効果的、効率的実施のための各種具体的方策を提言したことは高く評価する。今後も引き続き交流事業の実績を総括・評価し、その更なる効果的、効率的実施について検討することが必要である。

飯田分科会長　いかがでしょうか。

神谷委員　全般に異存はないんですけど、1か所だけ、さっき問題になった教育者会議との関係で言うと、私もこの文面に特に異存はないんです。協会の後押しによって15年度中に10県において教育者会議が設立され云々で高く評価するんですが、高く評価する割には、項目別評価でBがついているというのは、何となく整合的でないので、若干の説明を要するかと思うんですが、これは我々にも責任があるのかもしれませんが、目標の立て方に問題があったのかもしれないなと思うんですね。つまり、11県ですか、設立予定県というのを、ある特定年度の、しかも形式的には後半だけということなんですけれども、実質的には昨年度中ということでしょうが、ずらっと挙げて実際1つ足りなかったので、足りないと言えば足りないわけですが、先ほどの北対協の説明にもあったように、こういうものをつくるには時間がかかると。県民会議の場合、18年かかったというのは今と事情が違うので、今はそんなにかからないんじゃないかという気がいたしますけれども、それにしても1年、2年ではできないと。本来は何か年計画というか、あるいは、これは何年単位でしたっけ、5年でしたっけ？

杉田専門官　4年半。

神谷委員　4年半ですから、4年半でどうするというのをやっぱり大きな目標に置いて、それに向かって1年1年どう進んでいるかを評価するという形だったら、多分これは10県でできましたというのは、印象がまた違ったんだと思うんですね。というので、来年以降遅まきながら、そういう形にまた新しく設立予定県を確保というのではなくて、あと3年半でどのぐらいまで持っていけたら、まあまあ成功というのかというのを考えるというふうに変えた方がいいのではないかと今思いついたので、ちょっと場が違うかもしれませんが、忘れるといけませんので申し上げつつ、これの整合性はどうなんですかね、何か一言入れておいた方が.....。

飯田分科会長 やっぱりBと高く評価するにはちょっと合わないと思いますね。高くでなくて、業績としては評価するけれども云々というのが入るといいのかもしれないですね。

神谷委員 あるいは、動きが始めたことは高く評価すると。ただし、その動きが具体化するということについてはまだ不明な点が多いので、項目別評価はBとなっているけれども、それは否定的なニュアンスではないとか、ちょっと助け船的にここにコメントを書いていたいて、整合性を図った方がいいんじゃないかという気がいたします。すみません、長くなりまして、私はそれだけです。

飯田分科会長 やっぱりそこはもう少し修文した方がいいかもしれませんね。

杉田専門官 資料1の3ページのところで、評価理由として書かせていただいているところがございますので、今、神谷先生が言われたことなんですが、そういった趣旨のことをこちらの総合評価の方にも若干書き加えさせていただく形に。

飯田分科会長 そうですね。

神谷委員 あとは、既に大体みんなができたことですが、要するに内容というものを、今年はちょっと事情が事情ですから、そこまでいかないわけですがけれども、評価の対象が後期だけだとか、内容についても、これは見ていかなきゃいけないとすると、一体、来年以降は何をどうやってみていったらいいのかというのは大変かと思いますが、例えば、ホームページでもアクセス件数の増加だけを見るのではなくて、コンテンツを見ないといけないという意味のことが書いてあるようなのは、まさにそのとおりかと思います。様々な調査研究等もそういうことであって、プロダクトに目を通すというようなことも必要になるんですかね、そんな労力が一体ちゃんとできるのかどうか若干の不安はありますけれども。

飯田分科会長 それでは、そこをBと整合性を整えるということで。始まりの業績としては評価するけれども、まだ立ち上がったばかりで具体的な実績を今後見る必要があるとか、何かまた入れていただきましょう。

ほかに何か御意見ありますか。

それでは次に移ってください。

杉田専門官 それでは、(2)、(3)について読み上げます。

(2) 北方領土問題等に関する調査研究。【評価】北方領土問題等に関する調査研究を行うための研究会を設置し、2月強調月間に開催した大会、講演会等に派遣する講師を含めた「拡大研究会」及び国際シンポジウムを開催するとともに、それらの開催内容等をホームページに掲載したことは、国民世論の啓発に資するために行われたものであり高く評価する。これらの成果の公表については、国民世論の啓発により一層効果的に結びつく方途を検討する必要がある。

(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項。【評価】署名活動への支援という地味ながら大切な援護事業を高く評価する。

元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援。【評価】街頭署名活動実績について、15年度下半期収集数が942,567人、15年度末累計で76,420,023人に達するなど、地味ながら大切な援護事業を実施していることについて高く評価する。元島民の高齢化が進行している現状（平均年齢は約72歳）を踏まえ、今後の返還要求運動に大きな役割を担っていく元島民等の後継者を含む関係者が実施する返還要求運動等に対する支援を引き続き着実に進めていくことが期待される。

元島民等による自由訪問。【評価】15年度自由訪問事業の実績を整理した報告書を事業実施主体の千島齒舞諸島居住者連盟から提出させ、次年度の効果的、効率的な事業の実施のための方策等を検討するとともに、16年度から訪問団員に対し事前研修を行うこととしたことを高く評価する。

北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施。【評価】15年度における貸付業務は、おおむね順調に業務が進捗していると評価できる。初期及び長期の延滞対策の実施により、貸付債権の不良債権比率は、15年度末において3%程度で推移しており、今後も融資資金の確実な回収に向け、さらなる取組が期待される。また、元島民等のニーズに応じて、効果的・効率的に貸付業務が実施できるよう、融資説明・相談会を15年度において10回開催し、要望の多かった修学資金の貸付限度額引き上げについて検討を行い、実現させたことを高く評価する。関係金融機関との連携を強化するため「関係金融機関連絡調整会議」の開催、生前承継制度の利用促進を図るための広報を計画どおり実施したことを高く評価する。

それから、先ほどの資料3についてですが、農水省の評価委員会からの意見、本文といたしまして、「平成15年度における貸付業務については、おおむね順調に業務が進捗していると認められるが、融資資金の確実な回収に向け、さらなる取り組みが期待される場所である。当該業務の重要性に鑑み、当該業務が中期目標、中期計画に照らして今後一層推進されるよう、貴評価委員会において十分な検討と評価をされたい。」という意見をいただいています。

飯田分科会長 ここまではいかがでしょう。

神谷委員 修学資金というのは、要するに昔住んでいた人の孫ぐらいの世代に実際にはいくということになるわけですね。これは国の法律で。

杉田専門官 そうです。旧漁業権者法で。

飯田分科会長 これは後ほど協会の方々に席へ戻っていただいて質問を受けていただこうと思っていますが、そこでちょっと私が伺いたいのは、(2)北方領土問題などに関する調査研究ですね。この国際シンポジウムとか、いろんな研究会がある

んですけれども、ホームページに内容を掲載している、国民世論の啓発に資するために行われたもので高く評価するとあるんですね。実際、この調査研究というのは、やっぱり国民世論の啓発に資さなければ意味がないわけで、外務省の北方領土問題に対する調査研究とはまた違うと思うんですね。そういう点でホームページでどの程度の開催内容とか説明したりしているんでしょうかね。私はちょっと不勉強でホームページで見たことがないのでわからないんですけれども。

というのは、神谷先生は別だとして、一般にロシア関係の専門家や研究者の間でもあまりこれに接したり、あるいは国際シンポジウムをやっているんだということ自体を知っている方が非常に少ないんですね。確かにあれは年に1回ですか、国際シンポジウムの場合は東京とどこか地方1か所の2回、会場にどのくらいですかね、どんなに多くても大体数百人という人たちを集めてやっていることで、ほとんど一般には知られていない。結構、外国から専門家をたくさん呼んだりして相当手厚くもてなしたりいろんなことをやっているんで、北方領土の視察なんていうのが必ず入ったりしてお金もかかっていると思うんですけれども、その点で果たして、どれだけ国民世論の啓発に役立っているのかどうかということなんです。単に専門家たちの意見交換になったり、これが全く無駄だとは思いませんけれども、自己満足的な意見交換だけに終わってやしないかという、これはちょっと言い過ぎなんですけれども、そういう観点からどの程度そういうものが一般に周知されているのかということを知りたい、こう思っています。いかがでしょうか。これも後で、それでは協会の方に聞いてみたいと思います。

神谷委員 一般論として、ホームページに載せるというのが一番安上がりで、可能性としては広く見てもらう可能性はあるんですけれども、よく言われますように、今は誰でもホームページなんていうのは立てられますから、世の中99%以上のごみとほんのちょっとの役に立つ情報が混在して山のように存在しているわけで、見てもらえるようにしないといけないわけですね。その意味で北方領土問題対策協会のホームページを見ると、北方領土問題についての日本の考え方とか、あるいは歴史的経緯について相当なことはわかるというような評価を、地味な分野ですから、そんなに大勢の人が見るとは思えないけれど、関心がある人の間につくっていくということをこれからやっていかないと、どんなにいい内容のホームページをつくっても、結局あんまり効果がないということになる。そういう意味でコンテンツ、国際シンポジウムとか、調査研究のみならずコンテンツの充実とか、あるいはリンクをうまく張って、これは全体にどうも日本の役所も含めてホームページというのは未だに外国のものに比べて使い勝手が悪いのが多いんですけれども、例えば北対協では、そういうリンクを張ることについて研究というか、着実に誰かが作業を続けて

いって、その結果、ここにアクセスしてくると、少なくとも日本国内の関連するようなところには、そこから飛べるとか、あと北方領土関係とか、日露関係についての基本的な動きについて、例えば週に一遍とか、月に一遍とかアップデートしてだんだん情報を追加していくような場所があって、それを見ると、一通りのことはさっとわかるとか、これはここで言うことでないかもしれませんが、そういうことをやっていって、そういうところに国際シンポジウムの結果、あるいは可能であれば、提出されたペーパーの中で著者の同意が得られたものなんていうのも出していければ、見る人が必然的に増えてくると思うんですね。だから、これは全体的に地味な活動にどうやって目を向けさせるかということの中で、しかし今、飯田先生がおっしゃったように、お金をかけてやっていく以上は、これまで以上に効果というものについて、コンシャスにならないといけないと思うんです。考えていく必要があるんじゃないかというようなことを思いました。

飯田分科会長 ほかにございますか。

なければ、それでは次に移っていただきましょう。

杉田専門官 3から5まで読み上げます。

3. 予算、短期借入金、剰余金に関する事項。【評価】15年度計画予算、収支計画及び資金計画と実績との差については、一般業務勘定では人件費支出を減少させており、貸付業務勘定では貸付業務関係経費、一般管理費及び人件費支出を減少させており、経費削減の効果が出ている。低利な資金調達を可能にするため、基金資産10億円（現金3億円、有価証券7億円）が長期借入金に対する担保として提供されており、特段の問題はない。

4. 施設及び設備に関する計画、これは該当ありません。

5. 人事に関する事項。【評価】事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型（フラット）な組織を構築するための検討を進め、人員の適正配置等に具体的に取り組んでいくことが望まれる。

飯田分科会長 そこまでですね。いかがでしょうか。

神谷委員 全く初歩的な質問なんだと思いますが、基金資産10億円が担保になっている、担保として提供されているというのは、そんなものなのでございますか。そんな数字というのはよくわかりませんが、通常こんなものですか。

出塚委員 借りる方の枠、いわゆる元島民の人たちが借りるときの枠によってこれが変わるということがあると思うんですけれども。

神谷委員 今後ですね。

出塚委員 今後また変わることもあるんでしょうけど、まあ10億円出したって、金額が高いか低いかわかりませんが、いいんじゃないで

しょうか。会計については、特段下半期だけなので、何とも言えないので、いいと思いますけど。

飯田分科会長 それでは次、移ってください。

杉田専門官 それでは、最後まで読ませていただきます。

・その他の業務実績等に関する評価。【評価】15年度下半期だけの業務実績の評価ということもあり、特段なし。

・法人の長等の業務運営状況。【評価】協会に期待される大きな役割として、北方領土返還のための国民の関心、理解、熱意を高め、北方領土返還を実現していくことにあり、今後の世論の柱となる次世代への啓発、教育は最重要課題である。新理事長の指導体制の下、この点に着目した「学校教育における北方領土教育の充実を図る」という新方針が動き出したことは、大変評価できる。

総合評価（業務実績全体の評価）。【評価】15年度下半期だけの業績評価ということもあり、評価しにくいところもあるが、独法発足初年度の業務実績としては、少ない人員で極めてよくやっており、評価する。全体的におおむね業務運営上の改善・効率化の意欲もうかがうことが出来る。なお、協会の自己評価や評価委員会分科会の評価のあり方とともに、その評価基準（例えば数量化）に関して、今後改良・修正の余地があると思われる。

飯田分科会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

この総合評価のところの今後の課題というのが入っているので、私もちょっとこの辺はぜひ入ってほしいなと思っているところが入っているので、結構だと思っんですね。問題は、学校教育における北方領土教育の充実を図る。教育者会議の問題なども大きな3の中に含まれて入っているのですけれども、これだけ大変評価できるとやっただけに、恐らく来年以降の北対協が、この面でどういうふうなことを実際にやるのかということが大変注目されることになるだろうということは、北対協の方々にもお伝えしておかなきゃいかんなど、こう私は思います。

神谷委員 書いた以上はやっぱりフォローがないと、フォローアップがあって初めてなんぼということですので。また、特に全体として、要するに方針が動き出したことは大変評価できる。具体化はまだこれから様子を見ないといけない。だから、方針を動かしてもっと具体化もしてくださいという。言うはやすしだと思いますけれども、頑張っていたかかないと。

飯田分科会長 それでは、この総合評価表について北方領土問題対策協会の皆さんに入室していただいて、何か質問がありましたら受けていただくということにしたいと思います。よろしくをお願いします。

（北対協職員入室）

飯田分科会長 度々移動していただいて申し訳ございませんが、総合評価表について、もし委員の方から質問があったら、ちょっとお受けいただきたいと思います。何か御質問ございますか。

神谷委員 さっき飯田先生が御質問になっていたホームページにおける国際シンポジウムの公表の件なんかは。

飯田分科会長 ちょっと触れさせていただきましようかね。大きい2の(2)北方領土問題等に関する調査研究という項ですね。1ページ目ですけれども、国際シンポジウムなど調査研究の研究会などをやっているわけですが、やはり北対協が主催するこうした研究会、国際シンポジウムの意義というのは、最終的には外務省が政策研究や調査研究をやるというのとはまた違って、国民世論の啓発ということが非常に大きな目的につながるべきだと思うんですね。そういう目的につながるべきだと思うんですけれども、ここに開催内容などをホームページに掲載しているというふうにあるんですけれども、どの程度その内容を盛り込んでやっているのかというようなことをちょっと御説明いただければ。というのは、一般的にはあまり国際シンポジウムのことをなどは、社会で周知されていない、あまり知られていないんじゃないだろうか。ごく一部の人間たちだけの関心事になっていないかという心配からちょっと伺うところであります。

鶴田企画係長 国際シンポジウムにつきましては、毎回2回の会議を行っています。1つは地方の会議、当該15年度におきましては大阪でやり、一般公開の会議で200から300の人を集め開催し、今年で20回目を迎えるという積み重ねをしております。

もう1つは、調査研究の集大成としての国際シンポジウムという位置づけをさせていただいており、専門家同士による東京会議を行っています。確かに全国的に報道関係で取り上げられるかということになりますと、全国紙に載るということは非常に難しいことがございます。ただし、地方での会議は、地元のテレビ・新聞等で報道されているところでございます。そういったものを積み重ねることによってある種地域の返還運動の活性化、これをやることによって地域の運動にはずみがつくということもまた一つ啓発効果としての事業として考えております。どうしても専門的な部分が強いものですから、なかなかなじみが薄いというふうに思われがちですけれども、最近では徐々に理解が深まってきております。

それから、調査研究の中での研究会の位置づけでございますけれども、外務省の方にそういった部分を根づかせる、調査研究機関とはまた別途違うと会長の方からありましたけれども、最近の流れとしまして、外務省からも研究会に出席して、今の状況の説明、日口間の外交交渉があると、それが終わった後、外務省の担当者を

呼んで、どういう状況かというようなことも説明を受け、それについて、こうあるべきじゃないかというようなことを研究会の委員の先生が外務省に申し上げる。これらを返還運動関係者にホームページ等を通じて、どのように上手くフィードバックできるかが課題となっているところでございます。

飯田分科会長 神谷先生、さっきのホームページの話を。

神谷委員 今の飯田先生の御質問というのは、まことにもっともなことで、特に今の時世からいって大変重要なポイントで、お金を使って何かをやったら、その効果を最大限発揮させないといけない。その点について、今まで以上に厳しく成果が求められるということだと思っんですね。私は自分が研究職ですから、調査研究の重要性というのはよくわかっているし、それがまた地味で、そうそう派手に目立って喝采を受けるというようなものでないことも承知はしているんですけども、ただ、北対協に限ったことではなくて、日本の様々なシンクタンク的な研究機関なんかも含めて研究会をやるけど、成果物についてはなかなか手が、普通にやっていると届かないところに置いてあって、公表していないわけではないのだけれども見えない、あるいは知られていないというようなことが問題になっている。それをやっぱりこれから何とかして少しずつ改善を図って、せっかくやった研究で、私、国際シンポジウムはここ2、3年出していただきまして、大変にレベルが高い議論を、国際的にも一流の非常に鋭い意見を持った研究者を呼んできて議論を展開しているわけですから、ああいうものをもっと関心のある人に利用可能にしていくことが使ったお金を有効に活用するという評価を受けることにつながるんじゃないだろうかと思うわけです。

ただし、さっきここで申し上げていたのは、とはいえ、そう簡単にこういう地味なものについて、大々的に宣伝を打つわけにもいかないんで、例えば、ホームページを活用するとかということになるんだと思うんですが、ホームページというのも、幾らコンテンツが充実しても、アクセスしてもらえないと宝の持ち腐れなので、やはりこういう名前のついた法人なんですから、私の個人的意見では、北方領土問題について、この北対協のホームページのある部分にアクセスすると、相当のことがわかるという評判を教育関係の人とか、研究者とか、関心のある学生の間を立てるような方向でホームページを充実させる。

例えば、リンクを上手に張るといいますか、いろんなよそのホームページの情報を出すとか、北方領土に関する和文と英文ぐらいでしょうがね、あとロシア語というのも考えられますが、基本的な文献のリストとか、あと北方領土関係の出来事についての月一週ぐらいアップデートされる年表ではない、何と言うんでしょうかね……。

塚越総務課長 最近の動きに……。

神谷委員 それをより充実させていくとか、いろんな形で、あとはよその雑誌に載った関係論文のタイトルと、もしホームページ上でただで読めるなら、そのホームページとか、よく外国のこういうところの、北対協的なところのホームページにそういうのがよくございますけれども、そういうのを御研究になってあまりお金をかけずに、北対協のホームページに行くと、北方領土のことなら、かなりよくわかるんだという評判が一部にでもたっていくと、そこに置いた調査研究結果というものにも、自然にアクセスがいて有効利用ということが胸を張って言えるようになるというようなことではないかと思うので、もっと全体的なそういう地味な取り組みでやっていただければなと思っております。

飯田分科会長 出塚先生何か御質問ございますか。

出塚委員 ございません。

飯田分科会長 これも質問じゃなくてなんですが、先ほど私どもの議論の中で、「法人の長等の業務運営状況」というところなんですけれども、この北方領土問題に対する意識を高揚するための教育面というのが新しい施策について新方針として大変評価できると、高く評価したわけなんですけれども、このように高く評価されると、これからどのような、具体的に実際に教育者会議の充実化とか、拡大とかということができるといことが注目されるわけですから、その点を十分意識されて、ここの事業を展開していただくということをお願いしたい、こう思います。

では、特に質問もないようですので、一旦、また大変御苦勞でございますけれども、退席していただいて、別室で待機していただくということでお願いいたします。どうもありがとうございました。

(北対協職員退室)

飯田分科会長 それでは、この総合評価表は、御提示されたこの案で確定させていただいてよろしいでしょうか。

神谷委員 先ほどの整合性のところだけ。

飯田分科会長 整合性の問題だけ、あの部分だけちょっと修文させていただいて、これをいただいた御意見を反映させる形で修文していきたいと思っておりますので、その修文については、分科会長に一任させていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

飯田分科会長 ありがとうございました。今日の評価結果については、独立行政法人の通則法の規定で北方領土問題対策協会と、それから総務省の担当審議会に通知することになっているので御了承いただきたいと思っております。

次に、財務諸表等の検討に移らせていただきたいと思います。御存じのように、

これも先ほどの独法通則法の規定で主務大臣が財務諸表を承認するに当たっては、評価委員会の意見を求めるということになっておりまして、今日もそれに基づいて審議するわけですけれども、前回の分科会でこの問題は大変専門的で、ほかの委員はなかなか手に負えないということで、御専門というか、権威の出塚先生にあらかじめ検討していただいて、その報告を受けた上で審議するというにしておりますので、出塚先生にちょっと御検討の結果を御説明いただきたいと思います。

出塚委員 一応目を通させていただいたんですけれども、まだ半年ということもあって、必ずしもしっかりしたことは言えないんですけれども、特段のことはないということで申し上げておきたいと思うんです。これはここの問題じゃないんですけどね、こういう法人に対する会計のやり方として、損益を目的とするような計算体系とはちょっと……。これは今の話と全く関係ありません。関係ないけれども、会計の体系として、こういう法人で何で損益なんだということがひとつ気になるんですけど、しかし、これは決まった話ですから何とも言えませんけれどもね。

飯田分科会長 ありがとうございます。何か神谷先生の方から。

神谷委員 ございません。

飯田分科会長 それでは、分科会としてこの財務諸表を了承ということにさせていただきます。

最後に、前回の7月9日の第2回の分科会の議事録、これもお配りしてありますね。一応これも修文もされているんですけれども、念のため御確認いただきたいと思います。資料5ですね。

前もってお配りしてあったと思いますが、特段なければ確認ということで、これからこれが公開されることになります。

それでは、今後の予定について事務局の方から御説明をお願いします。

杉田専門官 先ほど飯田分科会長からも話があったんですが、今日決定されました評価結果については、北対協、総務省の評価委員会の方に提出されて、その委員会で審議がなされるという形になります。

それから8月末に概算要求を財務省に提出するんですけれども、17年度概算要求に今日いただいた評価結果だとかを反映させるという建前をとっていることでもありますので、8月中に評価結果を決定して提出をするということになります。併せまして、本分科会から評価結果を公表するという形になります。

それから、既に政策評価官室から御案内があったかと思うんですが、10月の8日金曜日なんですが、内閣府の独法評価委員会、本委員会の方が開催される予定になっておりまして、今日の評価結果については、飯田分科会長から御報告していただく予定となっております。

それから、本分科会の今後の予定なんですけれども、来年度に実施する評価に向けた評価基準をどうするのか、今日の評価結果を受けてまた考えないといけないんですが、今年度中、年明けぐらいを想定しているんですが、もう一度開催するという方向でほかの分科会の動向も見つつ、その方向で考えていきたいと思っておりますので、また決まり次第連絡をさせていただきたいのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。どうもありがとうございました。

飯田分科会長 本日の分科会では、先ほど杉田さんの方からも来年度の評価基準について、今後検討ということなんですけれども、独法でいいのかどうかという問題とか、かなり基本的な問題も結構あるし、それから数値評価、こういう数値評価でいいのかどうかとか、評価についてもいろいろ議論があつて、今回はとても間に合わなかつたわけなんですけれども、次回については少しその辺もはっきりさせて、腰を定めて例の公文書館のあんな形になつてあれすると、あれも一体どうなるのかなということもありますので、その辺も含めてこれからまた御協力をいただきたいと思ひます。

本日はどうも長時間ありがとうございました。